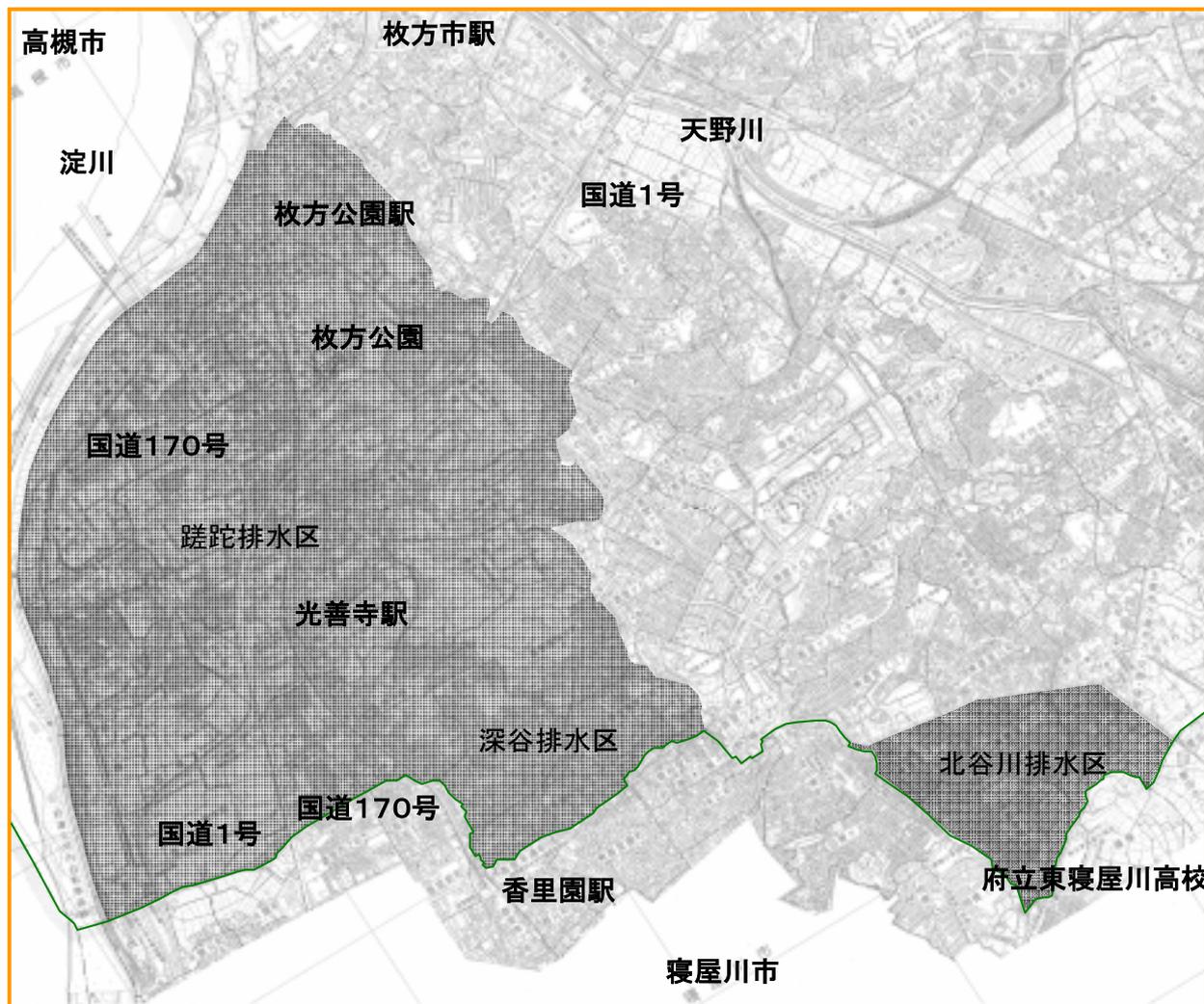


雨水浸透阻害行為の許可等について

寝屋川流域は、総合治水対策を促進するため、
「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川流域」に指定し、
平成18年7月1日から、雨水浸透阻害行為の許可等を実施します。



ご注意、ご協力お願いします！

- 1,000m²以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、枚方市長の許可が必要となります。
- 宅地建物取引業法、不動産特定事業法など関係法令についてもご確認ください。
- これまで同様、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めるなど、市内の雨水の流出抑制対策にご協力ください。